

姿中ガイドブック

～生徒心得～

____年 組

____年 組

____年 組

氏名 _____

もくじ

1. 教育目標	 1
2. 校歌	 2
3. 生活について	 3～8
4. 部活動心得	 9～10
5. 自転車通学規定	 11～12
6. 生徒会会則	 13～18
7. 図書室利用規則	 19
8. その他	 20

1. 教育目標

学ぶ心

＜自ら考え判断し表現できる生徒＞

○知性・自主性・生涯学習

○思考力・判断力・表現力

豊かな心

＜感謝する心や奉仕する心を持つ生徒＞

○情操・人権感覚・郷土愛・国際理解

助け合う心

＜心身ともにたくましく実践力のある生徒＞

＜相手の立場を尊重し協力し合う生徒＞

○生命の尊重・健康・気力

○責任・勤労・貢献

拓く心

＜夢の実現や社会貢献への志を持つ生徒＞

＜持続可能な社会の創り手となる自覚と責任を持った生徒＞

○夢の実現・社会貢献

○協働・創造・持続可能な社会

2. 校歌

姿川中学校校歌

作詞 中 山 泰 古
植 木 与三郎
補筆 手 塚 武
作曲 坂 本 勉

Andante 軽快に

mf

1. ク ロ カ ミ ヤ マ ノ ス エ ト オ ク
2. ム ラ さ き に お う フ カ ミ の は な
3. マ ナ ビ ニ ワ ヲ テ

ナ ガ レ モ キ ヲ ギ ス ガ タ ガ ワ
キ ソ い て さ ケ ズ わ こ ど い キ
ツ ゼ カ ヌ ユ ル マ ナ ビ ヤ ニ
メ ャ と ン ホ ヲ ン セ ウ ヒ モ
ミ チ ト シ タ ニ ユ ウ ク ソ ト メ ツ ア
リ ソ コ ー は ー ー ト ヲ カ ニ ム ス い ば ッ ク シ ア ー
セ イ ジ ツ ノ ー ヒ
ジ ン ケ ン セ ツ ノ ー ヒ
ト ミ タ た ー ラ ー ン

校 歌

一 黒髪山の末遠く
流れも清き姿川

松風冴ゆる学び舎に

道と自由を求めつゝ

あゝ 誠実の人たらん

二 紫匂う丘の花
競いて咲ける若人が

夢と希望をたくところ

理想は高くふくいくと

あゝ 純潔の友たらん

三 学びの庭をふみ出でて
土に耕し筆に生き

文化日本を背負う日も

母校ひとつに結ばれし

あゝ 建設の民たらん

3. 生活について

(1) 生徒の一日

①登下校

- ・欠席、遅刻、早退は必ず学級担任（不在のときは他の先生）に連絡する。
（※欠席、遅刻の連絡は7：40頃から7：50前まで）
- ・登下校は制服を着用する。（部活動の朝練、午後の練習時は、体育着可）
- ・登下校は必ず通学路を通り、交通マナーをきちんと守る。（徒歩通学者は右側歩行、自転車通学者は左側1列通行）

②学校生活

日 課	活 動 内 容
予鈴① 8：00	・部活動…早朝練習は、顧問教師とともに活動する。 活動時刻を守る。（7：00から活動可） ・生徒…<u>8：10には教室に入る。</u>余裕を持って登校する。 荷物をロッカーに入れ、席について朝の読書の準備および実施。 ・自転車通学者…自転車を置く位置をそろえる。（白い線からはみ出ないように） ステッカーNo表示、ヘルメットはカゴへ、鍵をかける。
朝の読書 本鈴 8：15 ～ 8：25	・制服で登校する。 ・<u>遅刻扱い・・・8:15の本鈴時に教室にいない者。</u> ・静かに読書を始める。 ・チャイムが鳴るまで、しっかり読書をする。
朝の会 8：25 ～ 8：35	・各係は、日課どおりに活動できるように準備する。 話し合い活動の充実・生活目標の決定。 ・先生の連絡事項をしっかり聞く。 ・健康観察をする。
水曜日 朝会 8：15	・生徒…<u>8：00登校。</u>余裕を持って教室に入り整列する準備をする。 ・<u>遅刻扱い・・・8:15の本鈴時に集会場所にいない者。</u> ・朝会がある日は学級担任先導で、静かに指定場所に移動し、整列して待つ。 ・先生の話や連絡事項をしっかり聞く。 ・健康観察をする。

日 課	活 動 内 容
授 業	※「学習の5つの約束」に従う。(教室前方に掲示) ・先生が入室したら、係の号令で「起立、礼 (お願いします)、着席」をきちんとする。 ・真剣に授業を受ける。 ・指名されたら『はい』と返事をして立ち、はっきり答える。 ・授業中、具合が悪くなったら、先生の許可を受け、保健室に行く。 ・自習の時は、静かに自習する態勢を全員でつくる。 ・遅刻、早退をする場合は、スタンダードダイアリーに保護者が理由を書き押印したものを持参する。(体育見学も同じ…運動着で見学する) ・授業終了時は、係の号令で「起立、礼 (ありがとうございました)」をきちんとする。
休み時間 (準備の時間)	・用便を済ませ、次時の授業の準備をする。 ・教科係は、教科の先生と連絡を取る。(原則として職員室の出入りは1人だけで用のない者は入らない。) ・着替えや教室移動は、時間内に済ませる。教室移動時は消灯する。
給 食 12:45 ～ 13:15	・当番はきちんと白衣を着用して能率よく責任を持って活動する。 ・手洗いをして静かに順番を待つ。(筆記具や本などは机の中に) ・全員がそろってから食べる。後片付けは協力して行う。 (給食後チャイムが鳴るまで教室から出ない)
昼休み 13:20 ～ 13:45	・歯をみがく。 ・昼休みには運動着に着替え、校庭で運動しましょう。 (校内では静かに過ごす) ・予鈴(13:35)のチャイムで教室に戻り、5校時の準備をする。
清 掃 15:40 ～ 15:55	・清掃の身支度(ジャージ)をきちんとする。 ・清掃場所にすばやく移動し、指導の先生の指示を受ける。 ・仕事を分担し、15分間責任を持って清掃する。(早く終わらせない) ・終了後、全員そろって反省会を実施する
帰りの会 16:00 ～ 16:10	・担任の先生と話し合って内容を工夫する。 ・一日の反省等話し合い活動を充実させる。 ・明日の予定や準備を確認する場にする。

日 課	活 動 内 容
下 校 16:20	・ 荷物を整理し、すみやかに下校する。 ・ 制服に着替えて下校する。 ・ 学級当番は、日誌の記入・戸締り・机の整頓をする。
放課後	・ 悩みや相談事がある場合は、一人で抱えず、すぐに先生や友だちに伝えましょう。 ・ 係として事前に相談すべきことは、相談しておく。 ・ 部活動は、部長を中心に協力し、部活動心得を守って積極的に活動する。 ・ 部活動参加の生徒はジャージ下校でもよい。

体育着への着替えについて

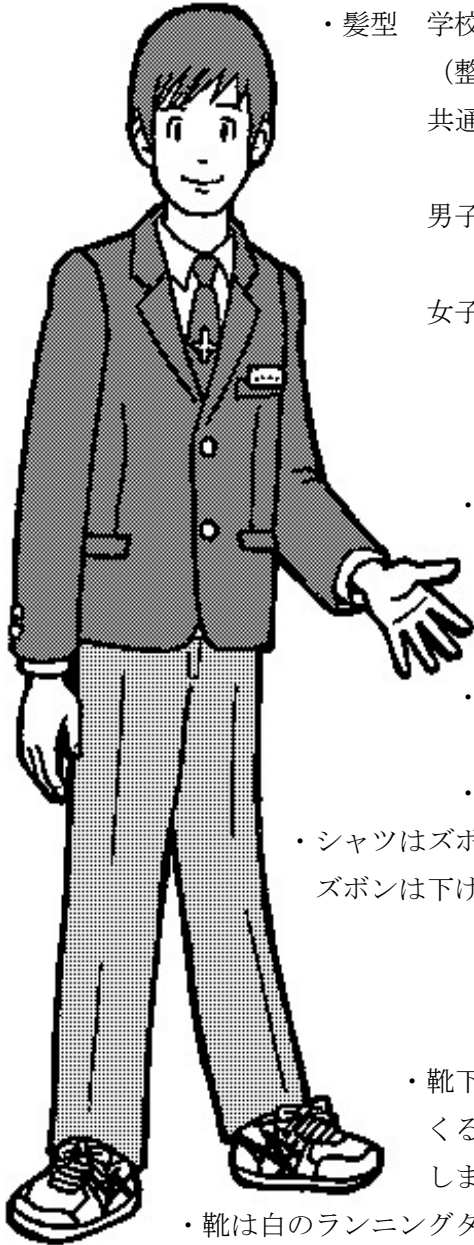
- ・ 1，2校時に体育等の授業がある場合は、朝の会終了時に着替える。
- ・ 3，4校時に体育等の授業がある場合は、2校時終了後（業間）に着替える。
- ・ 5，6校時に体育等の授業があるまたは体育等の授業がない場合は、昼休みに着替える。
- ・ 昼休み清掃で体育等の授業がない場合には、2校時終了後（業間）に着替える。

※制服の下は、体育着（半袖体育着、ハーフパンツ）を着用しましょう。

着替えは教室で行います。

(2) 生徒の身だしなみ

☆勉強や運動など、学校生活に適した頭髪・服装。(学校はおしゃれをするところではありません。高校受験や入社試験を意識する。)



- ・髪型 学校生活に適した髪型にしましょう。眉毛も自然にしましょう。
(整髪剤の使用、パーマ、染色、剃り込み等はしない。)

共通：前髪が目にかからない。

(手で押さえても、目にかからない長さ。)

男子：横髪と後ろ髪は、耳、襟にかからない。

(ツーブロックやアシメ等は禁止)

女子：髪が肩にかかるときは、耳上部より低い位置で、束ねましょう。

(ゴムやヘアピンの色は黒・紺・茶)

- ・セーターは本校指定のもの。袖や裾がブレザーからはみ出さないサイズのものにしましょう。下着(長袖)は、白でワンポイントのものを半袖体操着の下に着用してよい。

- ・ネクタイ、リボンはゆるみのないようにきちんとつけましょう。

- ・爪は伸ばさない。磨かない。

- ・シャツはズボンの中にきちんと入れましょう。
ズボンは下げないで、きちんとはきましょう。

- ・スカートの裾はひざが隠れるようにしましょう。

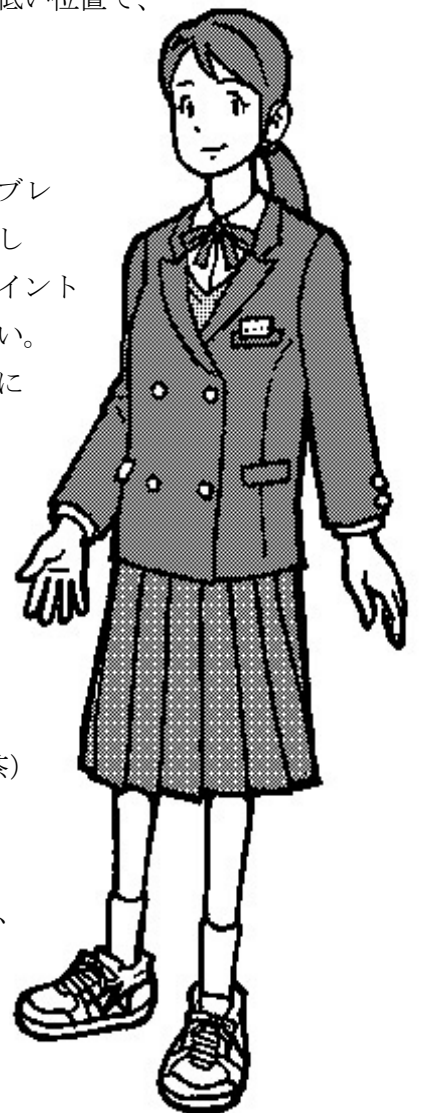
- ・靴下は白のもの。(ワンポイント黒・紺・茶)くるぶしが完全に隠れるものにしましょう。

- ・靴は白のランニングタイプのもので、運動に適するものとし、必ずかかとに記名する。(体育時に使用するため)

※名札は、登下校時はポケットにしまい、学校では常に左胸につけましょう。

その他

- ・コートについては特に指定はないが、色は黒または紺とし、極端に華美・変形したジャンパー等は着用しない。(ベンチコート等の膝丈を越えるコートは避ける。)
- ・黒もしくはベージュのタイツ(80デニール以上)着用可。



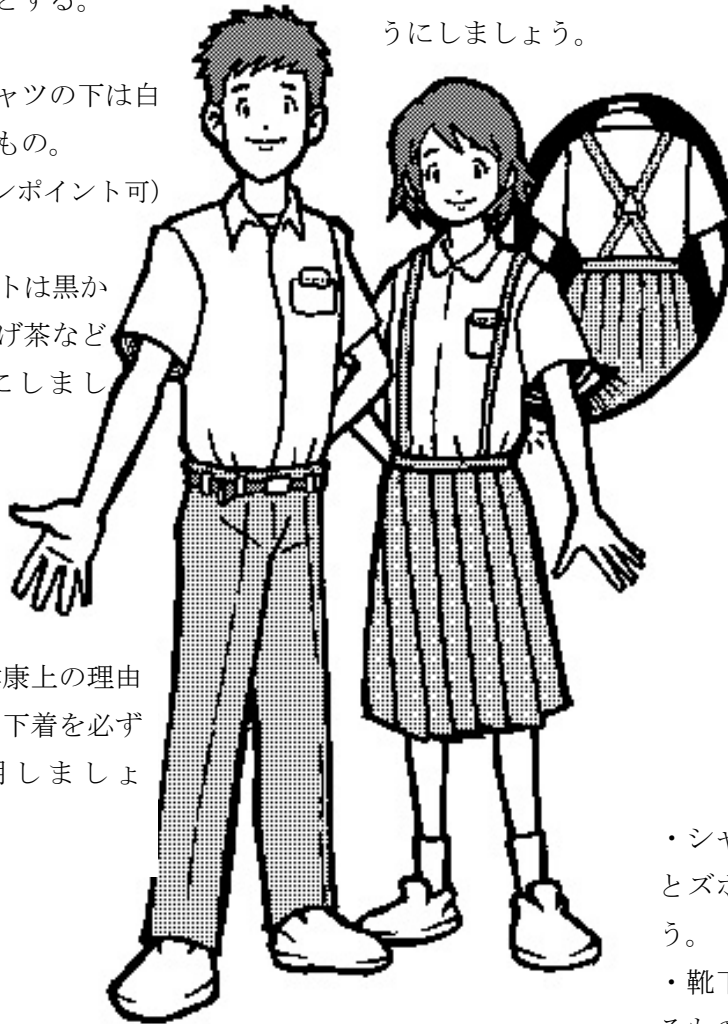
〔 夏服 〕

- ・えりを開けるときは、第1ボタンまでとする。

- ・シャツの下は白地のもの。
(ワンポイント可)

- ・ベルトは黒か紺、こげ茶などの色にしましょう。

- ・健康上の理由で、下着を必ず着用しましょう。



- ・スカートのつりは、留め具をきちんと上げて落ちないようにしましょう。

※制服、ジャージともに布名札を必ずつけましょう。

〔 体育着 〕



- ・シャツ、半そで体育着をきちんとズボンやジャージに入れましょう。

- ・靴下は、くるぶしが完全に隠れるものを履きましょう。

(3) 持ち物

- ・授業、学級活動、部活動などの学校生活に必要なもの以外は持参しない。
(ナイフ、カッターなどの刃物類は絶対に持ってこない。)
- ・集金やその他、必要があって持参した金銭は、朝の会後に担任の先生に預ける。
- ・生徒身分証明書は常に携帯する。
- ・カバンは背負いカバン(形状は四角く教科書等が入るもの)で、両肩で背負うもの。(色は黒、紺など華美でないものとする。) 補助バックは 実用的で華美でないものとする。

[参 考] 姿川中学校標準服取扱店

商店名	電話番号	住所	備考
き く ち	(6 5 8) 2 5 9 0	宇都宮市台新田 1 - 9 - 9	
坂 本 呉 服 店	(6 5 8) 2 5 4 7	宇都宮市西川田町 1 0 2 7	体育着も取扱
ファッションミヤモト	(6 5 8) 1 7 2 3	宇都宮市双葉 3 - 8 - 5	体育着も取扱
小 林 洋 品 店	(6 5 8) 0 9 8 9	宇都宮市江曾島 1 - 1 5 - 1 2	体育着も取扱

[参 考] 姿川中学校体育着取扱店

商店名	電話番号	住所	備考
宇都宮スポーツ	(6 2 2) 3 6 8 1	中戸祭町 8 3 3 - 2 1	

- (4) 清掃時の服装
原則として体育着とする。

☆きまりやルールを守り，地域からも信頼される姿川中生を目指します。

4. 部活動心得

(1) 入部

- ① 年度の当初に保護者の同意を得て、「入部願」を顧問に提出して入部する。
- ② 入部に際しては、継続して3年間続けられるよう十分考慮して提出する。

(2) 練習

- ① 練習は、少ない時間で最大の効果をあげるよう全力を尽くす。
- ② ふざけたり、余計な私語をしたりせず、真剣に取り組む。
- ③ 顧問の指示に従って練習に取り組み、安全に十分配慮する。
- ④ 練習終了後は、必ず片付け・清掃をする。
- ⑤ 欠席する場合は、その旨を顧問に連絡する。無断欠席はしない。
- ⑥ 部内においては、部員相互の望ましい人間関係に努める。

(3) 練習時間

- ① 平日は、放課後。活動の完全下校時刻は次の通りとする。
※完全下校とは、部員が学校敷地内から出ることとする。
○4月～9月 18:30 ○10月～1月 17:40
○2月～3月 18:00
- ② 下校時刻、帰宅時刻、下校路など保護者に連絡し、事故のないように気をつける。
- ③ 日曜、休日などの練習時間は、顧問の指示に従う。
- ④ 早朝練習（7:00～7:50）は、始業時刻に遅れない範囲（8:10 教室入室）とする。
- ⑤ 1年生は、4月中の仮入部期間は、自由に見学・活動できる。
- ⑥ 土曜日もしくは日曜日のどちらかを休養日とする。
- ⑦ 水曜日を休養日とし、大会前を除いて部活動は実施しない。

(4) 練習試合 → 毎月発行の各部の練習計画を参照。

- ① 姿川中を代表する生徒としての誇りと自信を持って試合に参加する。
- ② 礼儀正しく、服装や言動には十分気をつける。
- ③ 引率の先生の指示に従い、勝手な行動をとらない。
- ④ バス、電車などを利用する場合は、マナーを守って行動し、他の迷惑にならないように注意する。
- ⑤ 自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用し、交通規則や交通道德を守り、事故のないように十分気をつける。
- ⑥ 必要以外の金銭は持っていない。

(5) 部室・用具の整理整頓

- ① 部室は部活動以外には使用しない。
- ② 部室等の清掃は各部で定期的に行う。
- ③ 練習場や用具は常に点検整備して安全に気をつける。

(6) 昼食

- ① 昼食の必要な場合は家から持参するか、一度帰宅し、昼食を済ませてから再度登校する。
- ② やむを得ず校外に買いに出る場合は、顧問に申し出、許可を得てから買いに行く。(金銭の管理は個人の責任においてしっかり行う。)
- ③ ゴミは原則として持ち帰る。

(7) 定期テスト

定期テストのための部活動中止期間は4日前とする。

※ただし、公式試合を控えた部については、練習が許可される場合がある。

(8) 登下校

- ① 土・日曜・祭日・長期休業中であっても、行き帰りに買い食いをしない。
また、金銭は持ってこないようにする。
- ② 自転車を利用できる生徒は、自転車通学許可者のみとする。
(ヘルメット着用)

5. 自転車通学規定

(1) 目 的

この規定は交通量の増加にともなう道路事情をふまえて、安全な走行ができ、生命の安全を確保することができる者に自転車通学を許可するために、必要な事項をさだめることを目的とする。

(2) 定 義

この規定において、自転車通学資格は、遠距離のため、または、身体条件等で歩いて通学するのが困難な生徒に与えるものとする。

- ① 遠距離 2 km以上の通学者(詳細は「自転車通学許可願」参照)
- ② 身体条件等で歩いて通学するのが困難な者(医師の診断書が必要)

(3) 内 容 (定期的に安全委員が自転車点検を実施。)

自転車通学希望者は、次に定める規定を遵守することを条件に、自転車通学を許可する。

- ① 常に安全運転ができるように、ハンドルやサドルの高さ・ブレーキ、前照灯などを点検し、正しく作動するようにしておく。スタンドは両側スタンドとする。色はシルバーがのぞましい。
- ② 自転車に乗るときは、必ず安全ヘルメットを着用する。
- ③ つねに交通ルールを守り、安全な走行をこころがける。
- ④ 自転車は必ず鍵(2か所が望ましい)をかけ、学級の指定された自転車置き場に駐車する。
- ⑤ 新しい自転車の購入等により、新たな許可ステッカーの必要な者は、速やかに学級担任まで申し出る。(一人に2台以上の自転車は許可しない。)
- ⑥ ヘルメットの破損、紛失のため新たにヘルメットを購入する者は、速やかに学級担任にまで申し出る。
- ⑦ 自転車の突然の故障(パンクなど)などのために、別の自転車で通学した者は、朝のうちに担任に申し出る。
- ⑧ 両肩で背負うリュック型の荷物以外で、大きなものは、後部荷台に紐でしばりつける。

(4) 罰則・許可の取り消し

3の規定を守らず違反が続く者は、安全のため、次のような手順で罰則または許可の取り消しをうけるものとする。

- ① 違反1回＝厳重注意違反
- ② 2回＝自転車通学1週間停止
- ③ 違反3回＝自転車通学1ヶ月間停止
- ④ 違反4回＝自転車通学許可の取り消し

(5) 徒歩通学者に関する事項

徒歩通学者は、一度帰宅してからの登校、土曜・日曜・祭日の部活動のために、自転車で登校することは認めない。ただし、部活動等で郊外にでるため自転車が必要な者は、部顧問の許可より自転車で登校することを認める。

6. 生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称）この会は、宇都宮市立姿川中学校生徒会という。

第2条（構成）この会は、本校生徒会をもって組織する。

第3条（所在）この会は、本部を姿川中学校に置く

第4条（目的）この会は、本校の教育方針に基づいて生徒の自主的精神によって学校生活を向上させ、民主的なよい社会人となることを目的とする。

第2章 組 織

第5条（組織）この会の組織を次のように定める。（生徒会組織図参照）

第3章 活 動

第6条 この会は、学校長および教職員の指導と助言によって次にあげる活動を計画し、実行する。

1. 全校生徒の生活を改善するための自主的活動をすすめる。
2. 各学年、学級などの自治的活動をより活発にするための活動をすすめる。
3. 生徒集会や行事を計画し実践する。
4. 学校の行う種々の行事や活動に積極的に協力する。
5. その他、校長の賛意を得て必要な活動をする。

第4章 役 員

第7条 この会は、次の役員をおく。

1. 執行部は、会長1名（前期3年、後期2年）、副会長2名（前期2・3年各1名、後期1・2年各1名）、書記若干名（前期2・3年、後期1・2年）、会計若干名（前期2・3年、後期1・2年）、合計7～9名程度から構成し、生徒会活動の企画・運営、学校行事への協力などを行う。
2. 会長、副会長の選出については、別に定める選挙管理委員会規程による。
3. 役員の任期は、前・後期の2期とする。ただし、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとする。
4. 役員の職務は、次のとおりとする。

会 長 この会を代表し会務のすべてを運営管理する。

副会長 会長を助け会長事故あるときは会務を代行する。

書 記 総会その他、この会の諸事項を記録し保管する。

会 計 この会の会計事務を行う。

第5章 会 議

第8条（総会）会議は、総会、中央委員会、専門委員会、部活動部会を開く。

1. 総会は、全会員で構成され、最高の決議機関である。
2. 総会は前期1回開く。ただし中央委員会で3分の2以上の要求があり、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
3. 総会は、予算、決算、会則の改正、その他、本会則細則に規定する事項を決定する。
4. 総会の決議事項は、学校長の承認を経て執行される。

第9条（中央委員会）

1. 中央委員会は、生徒会役員、各種専門委員会委員長、および必要に応じて各部活動部長をもって構成する。
2. 中央委員会は、総会につぐ決議機関である。
3. 中央委員会は、原則として前期1回、後期1回開く。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。

第10条（専門委員会）

1. 専門委員会は、具体的な計画と執行の機関である。
2. 専門委員会は、原則として月1回開く。
3. 専門委員会に正副委員長をおく。
4. 専門委員会の正副委員長は、各委員会をまとめ中央委員会に提出する議案を作成し決議された事項を執行する。
5. 生活委員会は各学級の学級委員長によって構成される。

（特別委員会）

1. 特別委員会は各クラスの専門委員と重複してもよい。
2. 特別委員会は必要に応じず随時開く。

第11条（部活動部会）

1. 部活動部会は、部活動についての具体的な計画と執行の機関である。
2. 部活動部会は必要に応じて開く。
3. 部活動部会は、正副部長をおく。
4. 部活動部会の部長は、部会をまとめ中央委員会に提案する議案を作成し、決議された事項を執行する。

第6章 決 議

第12条 会議はすべて出席者の過半数によって議決される。可、否同数のときは議長が決定する。

第7章 会 費

第13条 この会の会費は、会員1名につき1か月100円とする。

第14条 この会の予算および決算は、総会の承認を得なければならない。

第8章 改正

第15条 この会則の改正は、中央委員会で審議し総会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第9章 決定権

第16条 この会則に定められた生徒の権限は、すべて校長により委嘱されたもので、この会の主旨に反すると認められたときは取り消される。

第10章 細則

第17条 中央委員会は、この会則を施行するために細則を定めることができる。ただし、この会則に反する細則を定めることはできない。

生徒会選挙管理委員会規定

第1章 総則

- ・この規定は、生徒会会則第7条に基づいて作ったものである。
- ・この規定は、生徒会役員の選挙に用いる。
- ・生徒会役員選挙は、前期は3月、後期は9月に行う。
- ・選挙の告示は、投票日の2週間前に行う。

第2章 選挙管理委員会

- ・選挙に関する事務のいっさいを行うため、選挙管理委員会を設ける。
- ・選挙管理委員会の構成は、投票日の3週間前とし、選挙管理委員会を設ける。
- ・選挙管理委員会は、各学級で選出した委員（1名）で構成する。
- ・選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記1名を互選する。
- ・委員長は、選挙管理委員会を代表し、会務を運営管理する。
- ・副委員長は、委員長を助け、委員長事故あるときは会務を代行する。
- ・書記は、会議を記録し保管する。
- ・委員長は、必要に応じて会議を招集することができる。
- ・選挙管理委員会は、次の仕事をする。

選挙告示

立候補の受付

立会演説会準備

投票用紙および投票場の準備

投票受付および投票立会

開票

開票結果の発表

その他、選挙に関する必要事項

第3章 立 候 補 者

- ・ 届け順に立候補者の氏名を公示する。
- ・ 立候補者は、投票日 10 日前までに選挙管理委員会から示された用紙に立候補者名、責任者の氏名を記入し、担任教師の承認を得て届け出る。ただし、前期においては、1 年生は立候補できない。

第4章 選 挙

- ・ 投票の方法は、会長候補者および副会長候補者の中から、それぞれ単記、無記名とする。
- ・ 投票および開票は、選挙管理委員会の指定した場所で行う。

- ・ 次の投票は、無効とする。

正規の投票用紙を使用しないもの。

定数以上の氏名を記入したもの。

候補者の氏名が確認できないもの。

候補者の氏名が2名以上いた場合、姓だけ記入したもの。

第5章 補 則

- ・ 会長、副会長は得点順位により決定する。
- ・ 会長は、前期は3年生、後期は2年生から選出されるものとする。
- ・ 会長、副会長の任命権は校長にある。

生徒会慶弔規程

(総 則)

第1条 会員相互の親睦と慶弔の意を表すことを目的としてこの規定を定める。

(運 営)

第2条 慶弔に関する事務の一切は生徒会執行部が行う。

(慶 弔)

第3条

- (1) 生徒会のため、特に功労のあった個人や団体を中央委員会で推せんし、校長が表彰した場合。・・・・・・・・・・その都度協議する。
- (2) 会員が病気、または負傷のため、1か月以上入院した場合・・・・・・・・5,000円
- (3) 会員死亡の場合・・・・・・・・10,000円 花 輪 1基
- (4) 会員の保護者死亡の場合・・・・・・・・5,000円
- (5) 教職員死亡の場合・・・・・・・・その都度協議する。
- (6) 会員宅で、火災、風水害、その他の災害をうけた場合・・・・・・・・その都度協議する。
- (7) その他、生徒会執行部で必要と認めた場合

(会 計)

第4条 本会の経費は生徒会費の一部をもってあてる。決算報告は年度毎に行う。

(そ の 他)

第5条 会員および保護者の葬儀の際は、生徒会代表の者が会葬し、会員の都合のつく限り会葬する。この規定の適用に対する金品等の返礼は一切うけないものとする。

(改 正)

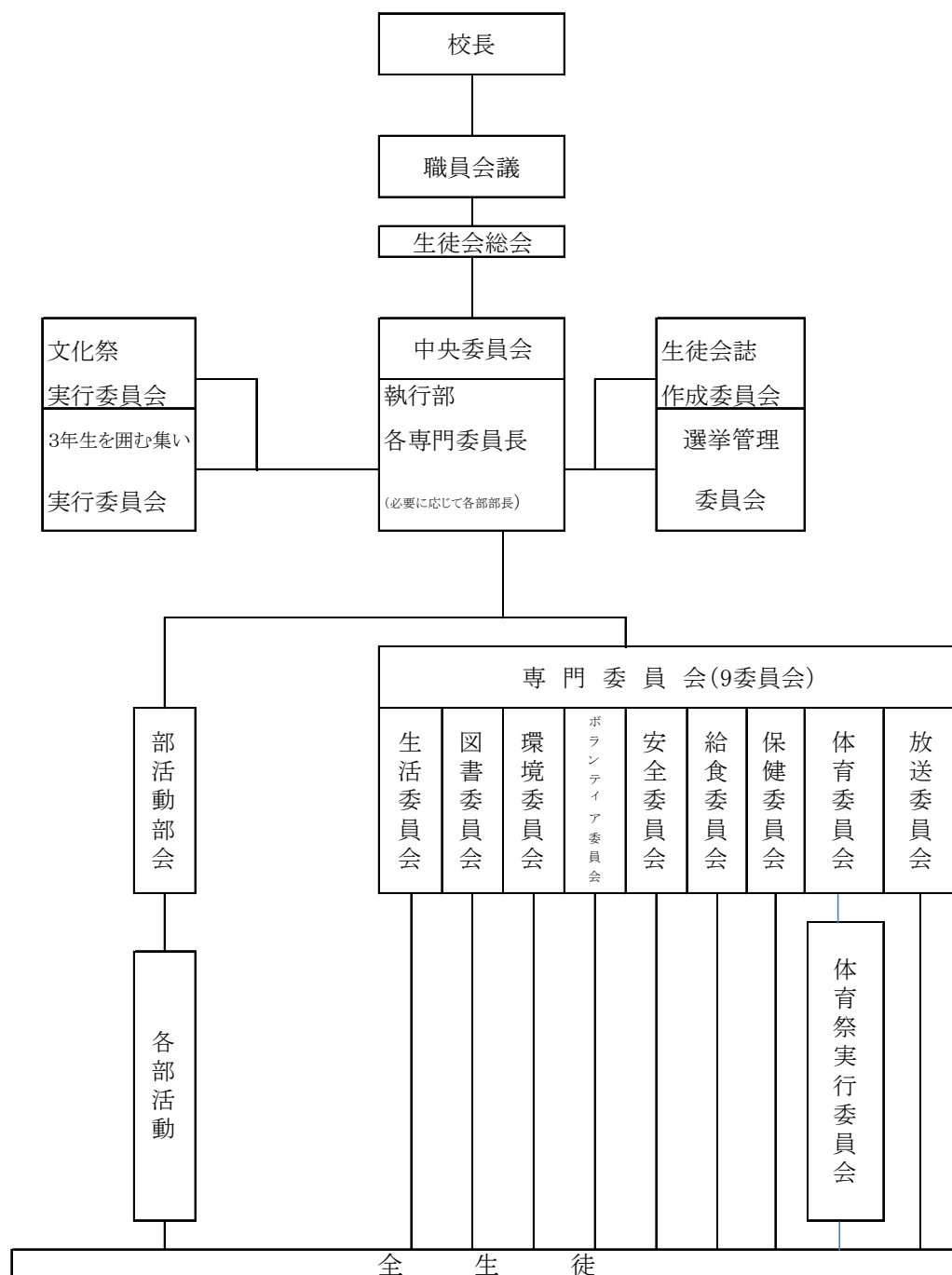
第6条 この規程を改正するときは中央委員会で審議し、総会及び校長の承認をうける。

(付 則)

この規程は昭和63年5月23日より実施する。

この規程は平成28年4月1日より実施する。

姿川中学校生徒会組織図



通知表、要録への記入

○委員会活動・・・専門委員会、選挙管理委員会、生徒会誌作成委員会

○学校行事・・・文化祭実行委員会、3年生を囲む集い実行委員会

7. 図書室利用規則

(1) 開館時間について

- ・開館時間 1 時間目開始時刻～6 時間目終了時刻
(詳しい時間はその日の日課によります)
- ・自由利用時間 2 時間目の休み時間と昼休み
- ・休日・祝日は閉館
このほか、部活や学習等で時間外に利用したい場合は、必ず司書や顧問の先生に許可をもらいましょう。生徒だけでの入室は禁止です。

(2) 貸出について

- ・貸出冊数 3 冊まで
- ・貸出期限 借りた日から 1 週間以内
貸出手続きは、図書室のカウンターにて司書か図書当番が行います。図書カードと借りたい本をカウンターに出して、「借ります。お願いします。」と言って、バーコードを読み取ってもらってください。

(3) 返却について

借りる時と同じやりかたですが、図書カードは必要ありません。カウンターで「返します。お願いします。」と言って本のバーコードだけ読み取ってもらってください。
返却手続きを取ったら、本は元の場所に戻すのではなく、返却用の棚に置いてください。司書または図書委員が整理します。ただし、授業などで図書室内でのみ使用した資料や、貸出手続きを行っていない本は、自分で元の場所に戻してください。

8. その他

姿川中学校運営規定（抜粋）

第8章 生徒に関する事項（生徒の忌引日数に関わるもの）

第43条 生徒の忌引日数は次のとおりとする。

死亡した者	日 数
1. 1親等の直系尊属（父母）	7 日
2. 2親等の直系尊属（祖父母）	3 日
3. 2親等の傍系尊属（兄弟姉妹）	3 日
4. 3親等の直系尊属（曾祖父母）	1 日
5. 3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日

2. 生計を共にする姻族の場合は上に準ずる。

3. 葬祭のため遠隔の地に赴く場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。